

憲法どおりの政治を求めよう

あすわか、元シールズママの会招きシンポ



「憲法どおりの政治を求めよう」をテーマに、「兵庫・憲法県政の会」は12月3日、神戸市内で「講演&シンポジウム」を開き、県内各地から190人が参加しました。第1部では、立命館大学の植松健一教授が「私たちが『日本国憲法』にこだわる意味」と題して講演。第2部のシンポジウムでは、石川康宏代表幹事をコーディネーターに、植松教授も交えて5人が発言しました。津川知久代表幹事があいさつを行いました。

明日の自由を守る若手弁護士 の兵庫支部 川元志穂さん

憲法、特に平和の問題が大ピンチのときに、県知事選挙が憲法を守ることにリンクしていること、そしてそのことが市民に伝わるように明確な争点づくりをしてほしい。その際、憲法のすばらしさもぜひ伝えていただきたい。むづかしい問題もあるかもしれないが、憲法を守る勢力が団結して野党共闘をすすめてほしい。

元シールズ関西 塩田潤さん

多くの若い世代が憲法を知らない中で、そのことと兵庫県の課題とをわかりやすく伝える努力が必要。国政の問題は重要だが、本来県政としてすべき県民生活に寄りそった訴えが大切。どういう未来、どういふ兵庫をつくるのかボジティブな訴えも重要だ。支援者が自分の言葉で支援者を増やしていく市民参加型のとりくみを強めてほしい。

安保関連法に反対するママと有志の会@兵庫 向山桂子さん

自己責任、弱者切り捨て社会の中で、憲法を生かしてやさしい社会づくりを県政としてすすめてほしい。国に従うのではなく、兵庫県から独自のものを発信していく

憲法12条いかし「普段の努力」を 立命館大学 植松健一教授

安倍政権の綱領的文書、「国家安全保障戦略」を読みなおすと、軍事技術の強化、軍事大国化を警戒する国際世論への積極的な反論、沖縄基地など周辺住民への世論誘導、政府関係者の大学派遣などが記されている。



2015年の安保関連法制定のもとで、南スーダン派遣自衛隊への「駆け付け警護」など新任務が付与され、米軍と自衛隊の一体化もすすんでいる。自衛隊は、制服組が台頭し、国会、内閣、防衛省文官による統制が機能していない。幹部自衛官が政治エリート化している。軍産学複合体の司令塔として防衛整備庁が発足し、歯止めのない軍拡予算となっている。「戦時動員」体制へ自治体を組み込もうとしている。

こうした政治への対抗の手がかりとして、憲法12条がある。私たちは、一つのスタンスとして「立憲主義」の価値観を選択した。憲法12条は「この憲法が保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」とのべ、これらの権利を国民は「常に公共の福祉のために」「利用する責務を負う」とのべている。

「不断の努力」とは同時に「普段の努力」でもある。市民が「おかしい」と感じたときに、抗議行動、集会、SNSでの発信、署名、訴訟などで意思表示をして、是正させることによって、憲法の精神は維持される。

公権力が憲法とその精神に反した行動をとるときは、選挙での意思表示にとどまらず、表現の自由、請願権、平和的生存権、裁判を受ける権利など、多種多様な基本的権利の行使によって、これを是正すること。大学人や弁護士など専門家集団、政党、労働組合、NPOなどは、それぞれの「立場」「持ち場」で責任をはたそう。

ことが大事であり、大型公共工事ではなく個人のため・福祉に税金を使う県政にしてほしい。選挙ボランティアを募り、市民の思いを候補者と話し合える場をつくることが大事だと思う。

県原水協事務局長 梶本修史さん

兵庫県は、陸上自衛隊中部方面隊の総監部、但馬地域の米軍機低

空飛行訓練空域、神戸港に海上自衛隊阪神基地隊があり、日本で唯一自衛隊の潜水艦を建造している「戦争サポーター県」です。井戸県政になって3回も米軍艦を姫路港に受け入れられました。核兵器積載艦の入港を拒否する非核「神戸方式」を全港で実施、非核兵庫県宣言を行えば、北東アジア地域自治体連合として非核北東アジアへ働きかけができます。



【あいさつ】津川知久代表幹事

平和にこだわって、生活をささげ、原発をなくす県政を、皆さんと一緒によいにつくっていききたい。県民生活に思いを寄せ、争点を明確にして、みんながワクワクするたたかいかにしていきましょう。

「みんなにやさしい兵庫」へ あなたのお力を

- ①「会」ツイートのリツイートをお願いします。「兵庫・憲法県政の会」ツイッター検索!
- ②「会」のメールマガジンに、アドレスをご登録ください。「兵庫・憲法県政の会」HP検索!
- ③サポーターに登録してください。

【団体・地域の会のみなさんへ】

- ①ピラ「2016〜17年冬季号」を、団体・地域の会のみなさんにお届けください。
- ②12月、1月に、学習会・小集会・総会を行います。
- ③「推薦決議」を、私たちにお届けください。

*「会」の主な活動計画は2面をご覧ください。

県民のみなさんへ

「わたしの思いと決意」

2016年11月24日 憲法が輝く兵庫県政をつくる会 代表幹事 津川知久

(1) この世に生をうけ、まなび、そだち、はたらき、子をもうけ、齢をとったなあといいながら、やがて生をまっとうする。それらがさまざまな人のつながりにささえられ、そしてささえあう。そんな、人間にとってあたりまえの社会にしていきたい、それがわたしの日頃の思いです。

七年前と三年前、田中耕太郎さんを先頭に、県政の転換めざして取りくんだ知事選挙。「人間にやさしい県政への転換を」という『憲法県政の会』の訴えに、みなさんからは大きな期待を寄せていただきました。こんどわたしがそれをうけつぎます。

- ・「平和にこだわる県政」
- ・「生活をささえる県政」
- ・「原発をなくす県政」

この三つが、やがてだれもが自慢する“兵庫県政の三大特徴”となるよう、県民のみなさんと一緒に県政を変えていく、それがわたしの決意です。

(2) 自衛隊員が遠く離れた海外で銃口を他国の人に向けて、他国の人から銃器をかまえられる、そこに踏み込んでしまったのが昨年秋に強行成立した安保関連法＝戦争法です。県内にも伊丹・姫路に自衛隊駐屯地があります。県民が武力行使の加害・被害の当事者になることには耐えられません。明らかに憲法違反である戦争法廃止を強く国に求めます。

非核「神戸方式」を全県の港に広げるとともに、兵庫県の地理的位置を生かし、北東アジアに「非核自治体連合」結成をめざすなど、憲法9条の精神で自治体外交を展開し、紛争の平和的解決に貢献する「平和にこだわる県政」に転換します。

県内41市町のうち34自治体で中学卒業まで医療費が無料になりました。自治体が発注する仕事を請負う地元業者には適正な利益、労働者にはふさわしい賃金、その結果を受け

取る住民には充実したサービス、それによって地域で循環する経済をつくっていく、そんな公契約条例が県内自治体で次々実現しています。これら県下各地のうごきに背を向け、「行革」の名のもとに教育・医療・福祉予算を削りつづける一方、ムダな大型公共事業や大企業誘致に力をかたむけてきた県政。

住民のぎりぎりのねがいと運動、それに応えようとする地元市町の努力、いままで築かれてきたその力をバネにして「生活をささえる県政」へ転換します。

原発依存を合理化する「ベストミックス論」にくみして電力会社の原発再稼働をみとめ、製鉄会社の火力発電への転換・増設を容認して地球温暖化防止に逆行するなど、人にも自然にもやさしくないのがいまの県政。

東日本大震災・福島原発事故から5年たった被災者の生活復興状況を見ると、21年前に阪神淡路大震災を経験した兵庫県が先導すべきは何か。それはエネルギーの地産地消めざし、再生可能エネルギーへの抜本転換をうながすことです。人にやさしい県政は「原発なくす県政」から。それを全国にも発信します。

(3) わたしは29年間、県立高校の社会科教員をつとめてきました。どうしたらいい授業ができるだろうか、職場・地域の仲間と一緒に考えチョークをにぎってきました。そして生徒の成長発達が学校での唯一最大の価値でありそれにこだわること、そのためには学校の中だけでは教育を守ることにはできないことをつかみ、教職員組合活動に参加してきました。派遣切りなど若者の未来を奪う横暴な仕打ちに怒りをおぼえ、はたらくもの全体を視野に入れた兵庫県労働組合総連合の運動にもたずさわってきました。そのなかで冒頭の「日頃の思い」がつけられてきたようです。

いっぱいの人とかり合い、県政を変えていく力を大きくしていきたいと決意しています。

津川代表幹事、街頭宣伝、団体訪問の先頭に



【1】案内

○新年宣伝

1月5日(木) 8時

神戸・元町東口

○全県いっせいで

1月20日(金) 17時～18時

現在準備中です

詳細は「会」までご連絡を

○第13回定期総会

3月29日(水) 18時30分

兵庫県民会館 けんみんホール

○「みんなにやさしい兵庫を」

2000人集会

4月21日(金) 19時

神戸文化大ホール

のり(憲)のり(法)コラム



「この憲法が国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」。これは日本国憲法12条の初めの文である▼税務署はじめ県や市町の税務課や社会保険の調査や徴収に対して頑張らざるを得ない多くの中小業者・市民に寄り添う努力をしてきたなかで、憲法の中でもこの12条は特別好きになった▼名前を聞き、要件を聞き、理由を聞く。日を改めさせ、立ち合いを要求するなど現場は12条の実践そのものだから▼「国民の三大義務が書かれている」憲法と解説されている場合すら。主権者である国民よりも税務署の方が尊大にふるまえるかのようなイメージが持たれていないか▼本当は、等しく教育を受ける権利、働くことは義務の前に権利であること、税制度は法律で明示が必要と、むしろ権利を強調しているのがこれらの条文であるのに▼憲法12条は「国民一人ひとりが主張してこそ、自由と権利は守られるのだ」「その努力を怠らないように」と現在と将来の国民に「生き方」「行動の仕方」を指南してくれているのである▼12月3日、植松講師は12条の後段の文言を「公共の福祉のために基本的な権利を利用する」国民の共同の責任を強調された。みんなにやさしい県政のために普段からの不断の努力を強めたい。(工)